



地下水の利用から、 神奈川県営水道に転換すると、 水道料金・水道利用加入金が 減額されることがあります。

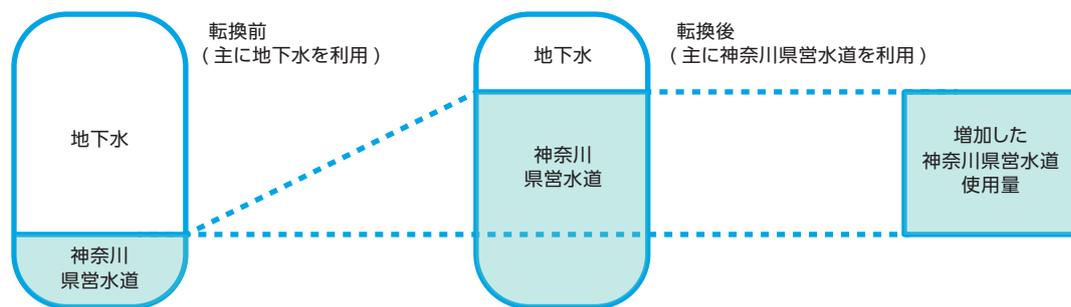
地下水を利用されている企業向けに、
神奈川県営水道の利用に転換した場合の減額制度を設けております。
ぜひ、制度の大きなメリットをご活用ください。

減額プラン 1

地下水からの転換による『水道料金』の減額制度

地下水の利用から神奈川県営水道の利用に転換（一部のみ転換でも可）すると、申請により、増加した水道使用量の水道料金の**40%を減額**します。

水道料金の減額イメージ



転換前と同じ月で比較して、転換後の神奈川県営水道使用量が 1,000m³ 以上増加した場合、増加した神奈川県営水道使用量の水道料金を **40%減額** します。

減額適用要件

- 業務用料金が適用されていること
- 申請所在地で地下水を 1 年以上利用していること
- 地下水から神奈川県営水道に転換した日から 1 年以内に減額の申請を行うこと
- 増加した水道使用量が 1,000m³/ 月を超えること



「地下水からの転換による水道料金・水道利用加入金の減額制度」

地下水減額

減額プラン 2

地下水からの転換による『水道利用加入金』の減額制度

地下水の利用を完全にやめて神奈川県営水道を利用していくにあたり、新規の水道利用申し込みや、給水装置の口径を増径する場合、水道利用加入金の**50%を減額**します。

減額適用要件

- 減額プラン 1 (地下水からの転換による水道料金の減額制度)の減額適用要件を満たしていること
- 地下水の利用を完全にやめること
- 40mm以上の口径の給水装置を設置すること、もしくは、給水装置の口径を40mm以上に増径すること

減額プラン 1

減額プラン 2

申請のお手続き

- まずは、経営企画グループにご相談ください。
- お客様の給水区域の水道営業所に、減額申請書、その他必要書類をご提出ください。
- ご提出いただいた書類を確認し、現地調査等を経て、減額の可否を決定します。
- 水道利用加入金の減額を申請される場合は、給水装置工事事前協議の際に、並行して申請してください。

必要書類

〈申請書〉 企業庁のホームページからご入手ください

- 水道料金減額申請書
- 水道利用加入金減額申請書

〈申請書と合わせて必要な書類〉

- 地下水施設の仕様が確認できる書類
 - 地下水利用量が確認できる書類 (転換日の1年前から申請日までの間)
 - 地下水施設に設置されている水量測定器の設置場所、その仕様が確認できる書類
- ※ その他適用要件を確認できる書類

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/tenkan.html>

神奈川 地下水 減額

検索



お問合せ 神奈川県企業庁企業局水道部経営課 経営企画グループ 電話 045-210-1111 (内線 7220)